

立木トラストへの参加呼びかけ（趣旨）

国と愛知県が、豊川上流部に建設を進めようとしている設楽ダムは、総貯留容量 9800 万 m³のうち、6000 万 m³が不特定容量という前代未聞のダム計画です。水は足りているし、洪水対策にもほとんど役に立ちません。3000 億円もの莫大な税金を注ぎ込んでダムを造る最大の理由について、国は「過去の開発で水を取りすぎて川を流れる水が少なくなったので、ダムに水を溜めておいて特に水の少ない時期に補給する」、しかもこれが「流水の正常な機能の維持」のための「自然にやさしいダム造り」であるということです。

設楽ダムができれば、クマタカ 2 つがいの縄張りが影響を受け、ヤマセミ、カワガラス、オシドリ、カワネズミ、カジカガエル、ネコギギ、カジカなど、絶滅危惧種を含む多くの希少・貴重な野生生物が棲み、アマゴやアユ釣りでも有名な寒狭川の清流が壊滅します。川が死ねば、その影響は海（三河湾）まで及ぶことは、たやすく想像できます。

設楽町では、120 戸が水没、移転することで大きな犠牲がでるのに加えて、多くの住民がダムによって誘発される地すべりや地震災害を心配しています。

このような本末転倒した設楽ダム事業を止め、子々孫々まで寒狭川・豊川流域の豊かな自然環境を守り受け継いで行くために、立木トラスト運動を立ち上げました。

皆さまが、立木を購入していただくことで、「自然を破壊するダムは要らない」との意思表示をしていただくよう呼びかけます。

2009 年 2 月 22 日

設楽ダムの建設中止を求める会

所在地：〒441 1101 豊橋市賀茂町山屋敷 28 1

E-mail：ichinok7@mx3.tees.ne.jp

代表 市野 和夫

事務局：〒440 0069 豊橋市御園町 1 3

: 0532-54-7305（奥宮）

立木トラスト申し込み方法

【重要】別紙 [（条件付き）立木売買契約書](#) をよくお読みいただき、納得された上で申し込んでください。

問合せ先 E-mail : ichinok7@mx3.tees.ne.jp : 0532-54-7305（奥宮）

申込先	〒440 0069 豊橋市御園町1 3 奥宮芳子
申込条件	個人で申し込んでください。一人一本限定です。一本 500 円
申込方法	<p>立木代金 500 円と立木売買契約書をお送りください。オーナー用と山林所有者用の 2 枚の契約書の下線部分に郵便番号、住所、氏名を記入し、印を押して、2 枚とも送ってください。所有者の署名押印をしたうえで、1 通を返送します。契約書の送付に際しては、住所を書いた返信用封筒に切手をはって同封してください。</p> <p>なお、立木代金 500 円のほかに、立木の台帳づくり・オーナー札作成・会報等の経費に充てるための任意カンパを足して送金していただけると助かります。払込用紙の通信欄に“立木”と明記してください。</p> <p>郵便振替口座 00870-1-134146 加入者名（設楽ダムの建設中止を求める会）</p>
登録	事務局に契約書と代金が到着すると、立木台帳にあなたの氏名が登録され、売買契約書に立木の所在地番と立木番号が記され、オーナー用契約書（領収書を兼ねる）と立木所在図面があなたの所に送られます。
札かけ	オーナー札にあなたの住所、氏名、立木番号が書き込まれ、木につけられます。これを法律上「明認」と言い、あなたは立木の所有者となり、設楽ダム建設事業を進める国土交通省に対し、交渉権、発言権が生じます。
その他	皆さんに年 1 回会報（設楽ダムの建設中止を求める会の会報「立木トラスト特集号」）をお送りします。トラストの地及び周辺で年 1 回のイベントを開きます。

設楽ダムの建設中止を求める会
(条件付き) 立木売買契約書 (立木オーナー用)

20 年 月 日

甲 住所 〒
氏名 印

乙 住所 〒
氏名 印

設楽ダムの建設事業を中止させ、寒狭川(豊川上流)の清流とその流域の豊かな自然を子孫に残すために、甲と乙は下記のとおり契約する。

記

1、甲は愛知県北設楽郡設楽町 所在の立木 1 本、No. (以下本件立木という) を金 500 円にて乙に売り渡す。

但し、樹木の太さに応じて大(直径 30cm を超えるもの)、中(直径 20cm ~ 30cm)、小(直径 20cm 未満)の 3 階級に区分し、大については 1 本につき 2000 円とし 4 人の、中については 1 本につき 1000 円として 2 人の共有を認めるものとする。(なお、樹木の太さは、2009 年 3 月時点における胸高直径とする。)

2、売買した本件立木には、乙の所有であることを明示する手段を施す。但し、乙は甲の承諾なしに本件立木の転売・伐採・掘り出しをしてはならない。乙が本件立木生立場所に立ち入るときは、設楽ダムの建設中止を求める会に申し出て、その同道のもとに立ち入ることとする。本件立木の日常の管理は甲が行う。

3、設楽ダム建設事業が中止されることが確定した場合には、この売買契約は効力を失い、本件所有権は無償で甲に復帰する。

4、本契約書に定めのない事項について疑義が生じたときには、本契約の目的を考慮して甲と乙が信義誠実の原則に則り協議解決する。

(山林所有者への一言メッセージ)

領 収 書

20 年 月 日

様

金 500 円也 ただし立木代金として

(この書類の送り先：〒440 0069 豊橋市御園町 1 3 奥宮芳子)

設楽ダムの建設中止を求める会
(条件付き) 立木売買契約書 (山林所有者用)

20 年 月 日

甲 住所
氏名 印

乙 住所 〒 _____
氏名 _____ 印

設楽ダムの建設事業を中止させ、寒狭川(豊川上流)の清流とその流域の豊かな自然を子孫に残すために、甲と乙は下記のとおり契約する。

記

1、甲は愛知県北設楽郡設楽町 _____ 所在の立木 1 本、No. _____ (以下本件立木という) を金 500 円にて乙に売り渡す。

但し、樹木の太さに応じて大(直径 30cm を超えるもの)、中(直径 20cm ~ 30cm)、小(直径 20cm 未満)の 3 階級に区分し、大については 1 本につき 2000 円とし 4 人の、中については 1 本につき 1000 円として 2 人の共有を認めるものとする。(なお、樹木の太さは、2009 年 3 月時点における胸高直径とする。)

2、売買した本件立木には、乙の所有であることを明示する手段を施す。但し、乙は甲の承諾なしに本件立木の転売・伐採・掘り出しをしてはならない。乙が本件立木生立場所に立ち入るときは、設楽ダムの建設中止を求める会に申し出て、その同道のもとに立ち入ることとする。本件立木の日常の管理は甲が行う。

3、設楽ダム建設事業が中止されることが確定した場合には、この売買契約は効力を失い、本件所有権は無償で甲に復帰する。

4、本契約書に定めのない事項について疑義が生じたときには、本契約の目的を考慮して甲と乙が信義誠実の原則に則り協議解決する。

(山林所有者への一言メッセージ)

領 収 書

20 年 月 日

様

金 500 円也 ただし立木代金として

(この書類の送り先：〒440 0069 豊橋市御園町 1 3 奥宮芳子)